

議 事 録

会 議 名	平成30年 第4回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成30年4月27日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員 会長：8番 磯川 浩 会長職務代理：5番 相田 孝 委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 南部地区 小島新弥 中部地区 相原善久</p> <p style="text-align: right;">合計 11名</p>		
欠席委員	北部地区農地利用最適化推進委員 露木常夫		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	<p>日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地造成工事施工承認願について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について 日程 第7 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成30年第4回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、5番 と6番 を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号7号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号7号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田の農業振興地域内農用地の2筆です。 当案件は、譲渡人が相続を受けましたが、他所に勤めているため耕作をすることが難しく、遊休農地として長期間放置されており、営農上問題になっていた農地でした。この度、岡田農用地区域で営農している譲受人に所有権を移転するものです。 譲受人の耕作状況につきましては、譲受人も含めた世帯4人で農業に従事しており、水稻、花卉を作付けしています。また、トラクターやホイールローダー、小型トラクター、ハーベスター等の大型農機具を所有し、所有している農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から当該地までの通作距離は約4kmで、車で10分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の移転による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農</p>		

地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。農業委員からお願いします。

7 番：先日農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査に行っていました。本人は父と営農しており、農地法3条の要件は満たしております。当該地は耕作放棄地になっている農地で長年問題になっている場所だったので、営農環境は良くなります。

会 長：続いて、中部地区農地利用最適化委員をお願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員：営農条件は問題ありませんし、農地利用最適化の面でも長年の耕作放棄地が再生されますのでよろしいかと思えます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号7号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、非農地証明願について、議案番号8号及び9号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号8号9号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小谷農業振興地域内にある農地2筆です。申請地は昭和48年に小谷2丁目1153-3に住宅を建築してしまい、小谷2丁目1151-10も農地としての認識がなく庭敷地として使用していました。このため、農地転用の義務も理解しないまま現在にいたっています。現況は住宅が建てられており、それ以外の部分は土ですが踏み固められており、一部は砂利がひかれていますので農地に復元するのは困難と思われまます。また、宅地、雑種地として課税されており、1153-3の隣地は農地ですが、以前から住宅が建っていたので影響はないと思われまましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて、地区担当の2番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：先日事務局と現地調査に行ってきました。当地は古くから住宅地になっていて現況も農地とは言えない状況でした。周囲に影響はありませんので、非農地証明を発行しても問題ないと思えます。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号8号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号8号9号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定いたします。

続いて、日程第3、農地造成工事施工承認願について、議案番号10号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号10号を朗読)
(説明)本案件は、位置図にありますとおり倉見地区の農業振興地域内にあります農用地で現況は畑です。
所有者は、現況畑の一部が窪地となっており、畑を耕作するには困難なため、土を入れて平らにして畑として耕作したいとのことでした。窪地に土を入れるため高さは現状と変わりません。当該地は周囲の農地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：先日事務局と現地確認をしました。当地は畑に囲まれている畑で窪地になっているところに盛り土をして畑として耕作したいとのことなので問題ないと思います。以上でございます。
これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号10号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。
続いて、日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号11号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号11号を朗読)
(説明)当該地は宮山地区の農業振興地域内の農用地で、現況については畑です。当該地につきましては、新たに利用権設定されるもので、期間については3年間でございます。借り手は本年3月にかながわ農業アカデミーを卒業し、新規就農する方です。

会 長：続いて、地区担当農業委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、本日欠席のため併せて農業委員から補足説明をお願いします。

6 番：先日農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行いました。本人は農業アカデミーで1年間学んでいるため他の影響はないと思います。
なお、新規就農者が出るということは、遊休農地の解消にもつながるので喜ばしいことだと思っております。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号11号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて議案番号12号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号12号を朗読)
(説明)当該地は寒川高校西側一之宮8丁目の調整区域内の農地で現況は田です。当該地につきましては、それぞれ平成17年から利用権設定され、2回

目の更新です。期間については3年間でございます。借り手は過去にも当該地で実績があり、コンバイン、トラクター、田植機など保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。農業委員からお願いします。

3 番：先日事務局と現調査を行いました。田を適正に管理していることを確認しましたので問題ないと思います。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日事務局と現地調査を行いました。申出者は田をよく管理しておりますので問題はありません。また、遊休農地解消の観点からもよいと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手(挙手多数)ですので、議案番号12号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて議案番号13号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号13号を朗読)

(説明) 当該地は寒川東中学校南側の岡田の農業振興地域内の農用地で現況は畑です。当該地につきましては、新たに利用権設定の申出がありました。期間については3年間でございます。借り手は、里いも、枝豆、大根、キャベツを耕作しており、耕耘機、管理機など保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。農業委員からお願いします。

7 番：先日農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行いました。借り手は耕耘機を保有しており、農業に意欲のある人なので問題ないと思います。

中部地区農地利用最適化推進委員：借り手は農業をやっている人なので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号13号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

次に日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号61号の1件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号62号から66号の5件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

	<p>事務局：(報告番号61～66号を朗読)(説明) いづれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>続いて、日程第7、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局：(説明) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)については、平成29年度の目標に対する結果について点検・評価するものでございます。</p> <p>平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の5年間の計画の単年度の計画という位置づけで目標数値については、単年度で割った数値となっております。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号14号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号14号は原案のとおり決定いたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：以上をもちまして平成30年第4回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成30年第4回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 福岡 喜輝

本議事録は、平成30年5月25日、承認・署名を得て確定しました。